各位

上場会社名 NANO MRNA株式会社 代 表 者 代表取締役社長 秋永 士朗 (コード番号: 4571) 問合せ責任者 執行役員 CFO 藤本 浩治 (TEL. 03-6432-4793)

第三者割当による第22回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行に係る払込完了に関するお知らせ

当社は、2025 年 10 月 8 日開催の取締役会決議及び 2025 年 10 月 15 日(以下「条件決定日」といいます。) 開催の取締役会決議に基づく第三者割当による第 22 回新株予約権(行使価額修正条項付)(以下「本新株予約権」といいます。)の発行について、本日、本新株予約権に係る発行価額の総額(35,520,000円)の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権の発行に関する詳細は、2025 年 10 月 8 日付当社プレスリリース「SBI 証券・SBI 新生企業投資との業務提携を通じた投資事業への参入、会社分割によるホールディングス体制への移行(当社特定子会社の設立)、定款の一部変更(商号及び事業目的の変更)及び臨時株主総会招集のための基準日等の設定並びに第 22 回新株予約権(行使価額修正条項付)の第三者割当による発行及び私募債の発行に関するお知らせ」及び 2025 年 10 月 15 日付当社プレスリリース「第三者割当による第 22 回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行条件等の決定に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 募集の概要

(1)	割当日	2025年10月30日
(2)	発行新株予約権数	370,000 個
(3)	発行価額	新株予約権1個当たり96円 発行価額の総額は、新株予約権1個当たりの金額に本新株予約権の総数である370,000個を乗じた金額となります。
(4)	当該発行による 潜在株式数	37,000,000 株 (本新株予約権1個につき100 株) 本新株予約権については、下記「(6) 行使価額及び行使価額の修正条件」に 記載のとおり行使価額が修正される場合がありますが、上限行使価額はあり ません。 下限行使価額においても、本新株予約権に係る潜在株式数は37,000,000 株で す。
(5)	調達資金の額	6, 368, 350, 000 円(注)
(6)	行使価額及び 行使価額の修正条件	当初行使価額は、172円(条件決定日の直前取引日の終値(以下「終値」といいます。)の92%に相当する金額(1円未満の端数切り捨て))とします。本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の終値(同日に終値がない場合には、その直前取引日の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正されます。但し、修正後の金額が下限行使価額(以下において定義されます。)を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。本新株予約権の下限行使価額は94円(条件決定日の直前取引日の終値の50%に相当する金額(1円未満の端数切り上げ))とします。修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額となります。
(7)	募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。

(8)	割当先	株式会社SBI証券(以下「割当先」といいます。)
(9)	権利行使期間	2025年10月31日(当日を含む。)~2027年11月1日
(10)	その他	当社は、割当先との間で、本新株予約権に関する第三者割当契約(以下「本新株予約権割当契約」といいます。)を締結いたしました。本新株予約権割当契約において、以下の内容が定められております。 ・本新株予約権の行使要請及び行使要請の撤回 ・本新株予約権の行使停止及び行使停止の撤回 ・割当先による本新株予約権の取得に係る請求 また、割当先は、本新株予約権割当契約の規定により、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による承認を要します。

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。以上